

信用保証料差引計算依頼書

令和 年 月 日

埼玉県信用保証協会 御中

住所

依頼人

印

私(当社)は、今般申込する保証により発生する信用保証料について、既存の保証付融資を完済することにより発生する返戻保証料との差引(相殺)計算を、お願いいたします。

■注意事項■

【差引計算の対象外となる新規保証】

新規保証が以下のいずれかに該当する場合は、差引計算の対象外となります。

- ・新規保証に係る信用保証料が、返戻保証料総額よりも少額
- ・新規保証に係る信用保証料の支払い方法が分割支払い
- ・新規保証が連帯債務者に対するもの
- ・複数の新規保証で、同一の被回収保証を回収条件とするもの
- ・新規保証の返済方法が不均等返済

【差引計算の対象外となる被回収保証】

以下のいずれかに該当する被回収保証は差引計算から除外されます。

なお、複数の被回収保証の一部が以下のいずれかに該当する場合は、それを除いた被回収保証のみが差引計算の対象となります。

- ・被回収保証が連帯債務者に対するもの(重畳的債務引受を行っている場合等)
- ・被回収保証の返戻保証料額が1,000円以下の場合(この場合は、保証料の返戻自体が発生しません)

■金融機関のみなさまへ■

・差引計算を希望する場合は必ず信用保証依頼書に貸付予定日をご記載ください。

なお、差引計算を行った場合には、貸付予定日から7営業日目以内に貸付実行を行う必要があります。

----- 協会使用欄 -----

保証番号					
------	--	--	--	--	--